

発行所／公益社団法人 塩釜法人会
〒985-0016 塩釜市港町一丁目4番1号
TEL 022(365)8859
FAX 022(365)5577

発行／佐藤仁一郎
編集／広報委員会
印刷／利商印刷(株) TEL 022(356)2101



ホームページ <http://www.marine-blue.or.jp>

E-mail : shiogama@marine-blue.or.jp



〔二市三町フォトライン〕 秋の松島 西行戻しの松公園からの眺め(松島町)

自然保護シリーズ(花)

ニリンソウ(ニ輪草)

キンポウゲ科イチリンソウ属(学名:*Anemone flaccida*)

北海道から九州の湿潤な山野に自生する多年草で春山を代表する花のひとつ。別名「ガシヨウソウ」。花期は4~5月で、和名の由来にあるように1本の茎から特徴的に2輪ずつ花茎が伸び直径約2cm程度の白く可憐な花を咲かせる。地下の根茎で繁殖するため群落を作ることが多い。

若芽は山菜としても利用されるが、猛毒のトリカブトと酷似していることから注意が必要。(写真提供:佐藤利春)

主な内容

法人会令和5年度税制改正提言	2・3
会員増強月間・新会員紹介・税に関する標語入選作品	4
リレートーク「明日へ」vol.45	5
税だより	6
天風哲学 日々実践を	7
これからのスケジュール・新春講演会開催のお知らせ・おめでとうございます・税理士による無料税金相談会・活動フォトレポート・あとがき	8

法人会 令和5年度税制改正提言

ポストコロナの

経済再生と財政健全化を目指し、

税制改革の実現を!

法人会は令和5年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

膨らみ続ける借金は膨大なものとなり、進む円安やロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格をはじめ輸入原材料価格の高騰による物価高が進み、財政・経済ともに先行き不確実性が増しています。法人会は財政健全化とともに、ウイズコロナの時代に経営基盤が脆弱な中小企業への税制や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします。

税制改革のあり方

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。

このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべ

きである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつていくことから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となつている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価

額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となつていくことから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなく

なれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

九月から十二月は

会員増強月間です

九月十六日(金)ホテルキャッスルプラザ多賀城において、第一回役員・支部役員合同会議を開催し、本部・支部役員が一丸となって会員増強に取り組むことを確認いたしました。



佐藤 会長 挨拶



佐々木 塩釜税務署長 挨拶

組織委員長 鈴木 貴資

会員の皆様には、日ごろから会員増強運動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。本年度の会員増強の基本方針については、理事会で承認され、組織委員会で取組方針が示されました。全体目標を前年度末会員数純増プラス一に、また、役員は一人一社以上の獲得に努めることになりました。会員増強に向けた具体的な施策は、今後開催される支部役員会において議論される予定です。

本部・支部役員はもろろんのこと、会員の皆様の協力をいただきながら、新設・未加入法人への勸奨を推進して参ります。

今年もコロナ禍の影響で動きづらい状況にあります。が、感染対策を講じながら目標達成を行って参りますので、引き続き皆様のご協力をお願いします。



鈴木 組織委員長 挨拶

〔新会員紹介〕 R4.9.1～R4.10.31 【加入5社】

入会者の公開範囲の選択により、広報紙等でご紹介できない会員、項目等があります。

Table with 5 columns: 支部, 名称, 代表者, 所在地, 業種. Lists 5 new members with their details.

税に関する標語入選作品

主催／公益社団法人塩釜法人会 塩釜地区租税教育推進協議会

公益社団法人塩釜法人会会長賞

「税を知る 心がつくる ゆたかな社会」

利府町立利府小学校 6年2組 横山 晴

塩釜地区租税教育推進協議会会長賞

「広げよう 社会を支える 税への意識」

多賀城市立多賀城小学校 6年1組 丸山里 桜

塩釜税務署長賞

「未来図は あなたの税で 光りだす」

利府町立しらかし台小学校 6年1組 佐藤 奨

塩釜間税会会長賞

「君の税 豊かな未来 切り開く」

塩竈市立杉の入小学校 6年2組 鈴木 翔天

Table listing 10 tax slogans and their authors from various schools.

このほか、優秀賞20点、佳作100点が入選作品です。



リレートーク 明日へ

「今昔を通じた多賀城の紹介」

(6回シリーズ/4回)

七ヶ浜町 高倉 敏明

間もなく多賀城創建1300年を迎える「多賀城」の歴史的な価値と重要性を知って頂くため、6回シリーズで多賀城を紹介します。

第4回

「多賀城で活躍した歴史上の人物とは」

今回は、多賀城の歴史を語るうえで、重要な歴史上の人物を紹介しましょう。古代多賀城が歴史に登場する奈良時代から平安時代にわたる主要な人物として、はじめに揚げられるのは、大野東人(おおののあずまひと)と藤原朝鸞(ふじわらのあさかり)です。

大野東人は、神亀元年(724)に多賀城を創建した人物で、多賀城にとって最重要人物と言えます。按察使(あざち)兼鎮守府将軍として天平9年(737)に多賀城と出羽柵の連絡路を計画するなど、東北経営に積極的に取り組まれ、その礎を築いた人物の一人と言えます。

藤原朝鸞は、奈良時代に政治の実権を握った藤原仲麻呂の四男として生まれ、父の仲麻呂政権下で絶大な力を背景に陸奥守、按察使兼鎮守将軍を兼任すると、積極的に東北経営に着手します。朝鸞は、陸奥側に桃生城、出羽側に雄勝城(秋田県)を造営し、さらに多賀城と秋田城の大規模な改修に着手しました。

上記の多賀城が創建された記録と改

修された年代については、多賀城南門の北側に建立された(国重要文化財)「多賀城碑」に記されています。

次に、百済王敬福(くだらのこにしきようふく)と大伴家持(おおとものやかもち)を紹介しましょう。

百済王敬福は、百済国の王族の子孫に当たる人物で、天平10年(738)陸奥介(陸奥国の次官)として、さらに天平15年(743)には陸奥守(長官)として多賀城に赴任していました。この頃、聖武天皇は、仏教の力で国を治めようとしており、東大寺の大仏建立を進めていましたが、大仏に塗る黄金が不足していたところ、天平21年(749)に陸奥国小田郡(宮城県涌谷町)で黄金が発見されたという知らせが都に届きました。

この時の聖武天皇の喜びは、年号を天平から天平感宝に改めたことや陸奥守であった百済王敬福の位が7階級特進する異例の出世を遂げたことからも知ることが出来ます。

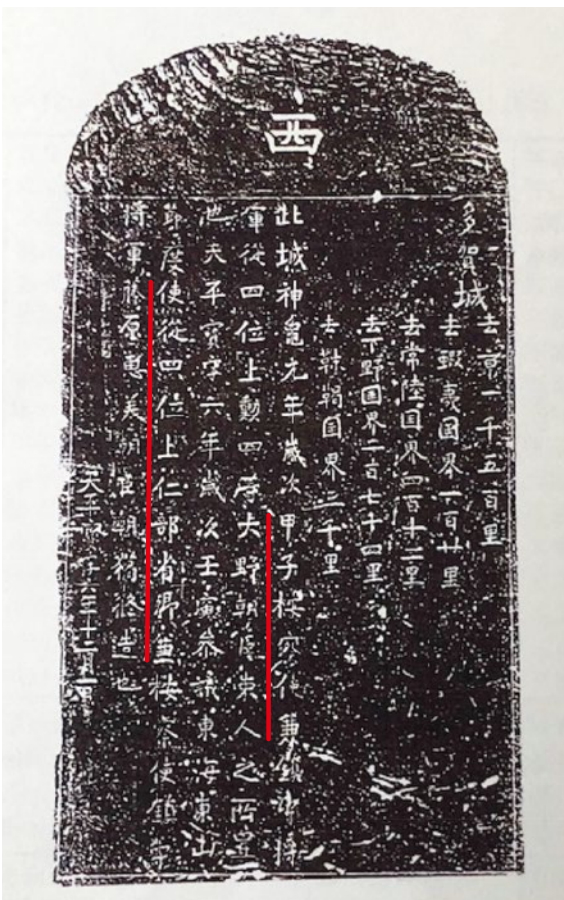
この知らせを越中国(富山県)で聞いた大伴家持は、黄金発見を祝した歌を残しています。

「すめろぎの 御世栄えむと東なる 陸奥山(みちのくやま)に 金(くがね)花咲く」

大伴家持は、宝亀11年(780)陸奥国上治郡の長官であった伊治君皆麻呂の乱により多賀城が消失するという大事件が起こり、その事態の收拾のため、延暦元年(782)に按察使兼鎮守将軍に任命され、同3年には持節征討将軍として多賀城へ赴任します。しかし、翌年8月28日に死去されました。家持は、官人であるとともに万葉歌人として、万葉集に最も多くの歌を残しており、その編者とも言われています。

大伴家持の終焉の地として、家持を顕彰するため、文化センターの敷地に石碑と万葉歌碑が建立されています。

この他にも、長期にわたる蝦夷との戦争状態を最終に導いた坂上田村麻呂、源氏物語の主人公である光源氏のモデルの一人とされており、地元「大臣宮」(おとどのみや)、「融ヶ岡」(とのおるがおか)と呼ばれる場所がある源融(みなもとのおる)も、市内の野田の玉川に架かる思惑(おもわく)の橋に因む



(国重要文化財)多賀城碑 拓本



大伴家持歌碑(多賀城市文化センター内)



漆紙文書(百済王敬福) 山王遺跡出土

西行、鎌倉時代に奥州藤原氏との奥州合戦の際に多賀国府に立ち寄ったとされている源頼朝、江戸時代の元禄2年に「おくのほそ道」紀行で壺の碑と対面して感動した様子を紀行文に残した松尾芭蕉など多賀城に関わった人物はたくさん上げることが出来ますが、紙面の関係上、古代に限定して主な人物のみ紹介するに留めました。



消費税

インボイス制度

<塩釜税務署よりお知らせ>

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシートをご活用ください!

適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としてください。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- 売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう**
 - 消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。
- 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう**
 - 登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります。(簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます。)
 - 登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます(この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。)
- 登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう**

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう
 - 適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です
 - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう
- 登録している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討しましょう**
 - 適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります
 - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールがあります
 - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です
 - 売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です
 - 何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう
- 登録を受けた旨(登録番号)、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう**
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます
 - 売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です(この場合、以下の項目は検討不要)
- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう**
 - 継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります
 - 3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - 仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう
 - 何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です
 - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。価格の見直し等の相談を受けることもあります
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です
 - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です
- 帳簿への記載方法や仕入れ税額の計算方法を検討しましょう**
 - 仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります
 - 適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)

心押し潰されそうな時代だからこそ

天風哲学 日々実践を

中村天風。経営者なら少なからず耳にしたことのある名前ではなからうか。

日露戦争で奇跡の生還を果たしたものの、当時の医療界では死病ともされた結核を患った。

自らの命を取り戻すことを求め、米欧を回り身体や心を探求し続け、カリアツパ聖人と出会い、ヒマラヤの山麓で3年余の修行を経て、人生哲学を創見した。

この天風哲学は、いつの時代にも積極的に力強く生き抜き、成功へと導く言葉が散りばめられている。

長らく続くコロナ下での経営で心押し潰されそうな時代だからこそ、経営者の心の中に天風哲学を吹き込ませ、「艱難辛苦、汝を玉にす」が如く、一度しかな

い人生に花を咲かそうではないか。

まず、天風が強く説いたのが、「使う言葉は積極的であること」である。

困難や不安になると、ややもすると、ネガティブな否定的な言葉が口をつくことがある。『つらい、できない、ダメだ：』という言葉葉を口にしていないだろうか。

天風が喀血しつつ、「辛い」を口にしてヒマラヤで修行していた折に、カリアツパ師から「辛い、苦しいを苦にして病が良くなるか」と叱責された。

その上で、「嘘でもいいから、心地よく、最高ですと言ってみる」と師は命じた。体は病んでいても、心まで病むものではないこと

を教えたのである。

身体は病まずとも、厳しい経営環境の辛い時こそ、「大丈夫、できる、元氣だ、楽しい、やりがいがある：」

といった積極的で前向きな言葉を使うことで、置かれた場での苦境・苦難も霧消し、好転していくのだということを天風は伝えているのである。

また、天風は「今日一日、怒らず、恐れず、悲しまず」として、成功に導く生き方を説いている。

前述の「使う言葉を積極的にする」とともに、自身の心の置き方が「怒り、恐れ、悲しみ」に包まれることのないようにとメッセー

ジしているのである。天風はこの「怒り、恐れ、悲しみ」を三勿（ぶつ）と名付けた。

勿とは「なかれ」という否定語の意で、「怒り、恐れ、悲しみ」を抱く事な

れと戒めたのである。現代医学としての大脳生理学においても、「怒り、

恐れ、悲しみ」の気持ちを抱くことは免疫力の低下を招き、健康を害することも広く知られている。

まさに、否定的な思いを抱くことは成功とは縁遠くなるだけでなく、身体の健康をも蝕むことになるのだ。

心にマイナス感情や否定的な思いを持つことは、まさに百害あって一利なしなのである。

天風は成功に導くための前向き・肯定的な心持ちの大切さを伝える一方で、さらに成功に導くための睡眠時に心掛けるべきことを伝授している。

人間が寝ようとする間際の時間は、大宇宙である自然の「気」と自身が一体化する時であると説いている。

その寝際の気持ちの持ち方として、ネガティブな思いに支配されているは「大宇宙・自然の大きいなる気」

は自身に取り入れることは叶わないことになるのだ。「今日は失敗してしまっ

た」「あのクレームや批判は腹立たしい」などと、仕事で起きたネガティブな思いに包まれて就寝してはいないだろうか。

寝る間際の時間は、潜在意識といわれる深層心理が「暗示」を受け入れやすいものである。

だからこそ、ネガティブな想念に包まれて、寝る間際の時間を過ごすことのないように伝授している。

成功したイメージや楽しいことを心に描きながら、就寝の時間を迎えることを天風は勧めているのだ。

日々前向きなプラスの言葉を使い、三勿を心掛けて守り、寝る間際の思いの持ち方を大切にしていきたいものである。

天風哲学は数多くの教えが散りばめられており、経営者ならずとも、取りこぼしのない人生の杖としていきたい。

経営コンサルタント
遠井 和樹

これからのスケジュール				
	日	時	名 称	会 場
令和4年	11月16日(水)	10:00	年末調整説明会	マリングート塩釜3F
		14:00		
	11月22日(火)	15:00	東北六県連運協協議会	江陽グランドホテル
	11月25日(金)	14:00	全国青年の集い沖縄大会	沖縄アリーナ
	11月26日(土)	14:00	税に関する標語・絵はがき表彰式	ホテルグランドパレス塩釜
	12月 6日(火)	16:00	第2回役員・支部役員合同会議	ホテルグランドパレス塩釜
	12月13日(火)	15:00	県連総務委員会	
	12月15日(木)	13:00	県連事務局長会議	
令和5年	1月19日(水)	17:00	県連 新春賀詞交歓会	江陽グランドホテル
	1月20日(木)		全法連 新年賀詞交歓会	帝国ホテル
	1月24日(火)		県連第3回青年の集い	
	1月25日(水)	15:30	新春講演会・交流会	ホテルグランドパレス塩釜

「税を考える週間」
税理士による
無料税金相談



日時：2022年11月19日(土)
 午前10時15分～午後3時00分
場所：塩竈市公民館(視聴覚室)
問い合わせ先：TEL 022-356-8421

新春講演会の開催案内

日時 令和5年1月25日(水)
 午後3時30分～5時00分

場所 ホテルグランドパレス塩釜

講師 落語家 六花亭遊花 様

テーマ なまって笑ってコミュニケーション
 ～民話や方言から、コミュニケーション術を学ぶ～



おめでとうございます
 (敬称略)

◆ 国税庁長官表彰
 会長 佐藤 仁一郎 (株)ごんきや

◆ 税務署長納税表彰
 副会長 星 信男 (株)TASK

◆ 優良申告法人表彰
 理事 渥美 陽一 (有)渥美材木店
 三恵商事(株)

活動フォト レポート



新設法人説明会



『税に関する標語』
審査会



『絵はがきコンクール』
審査会



経理担当者セミナー

あとがき

時がたつのは早いもので今年も残りあと2ヶ月を切り、寒さも一段と増し体調管理も難しい季節となりましたが如何お過ごしでしょうか。

人と会う機会も増えてまいりましたが、まだまだ以前のようにはいかないのが残念です。来年はたくさんの方との交流の機会があることを願っております。

「法人ニュースしおがま」ではたくさんの方の情報を掲載しております。これからもご愛読いただきますようお願い致します。

広報委員 鈴木 洋市


新入会員募集
キャンペーン実施中

塩釜法人会は、塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町管内の約1000社の会社・事業者が加入する経営者の団体です。法人会に加入して知識と人脈を広げてみませんか？

- 1 各セミナー、研修会や著名人による講演会に無料で参加できます。
- 2 経営者や従業員も利用できる福利厚生制度が充実しています。
- 3 多種多様な経営者との出会いが、新たな仲間づくりやビジネスチャンスに繋がります。

法人会にまだ入会されていない、ご近隣やお知り合いの方がおりましたら、支部役員または事務局にご紹介下さい。

税に強い経営者が次世代を支える!



※表紙写真提供／一般社団法人松島観光協会